

議案第 72 号

1 議案名

県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

市町村立小中学校における事務の効率化を図るため、県費負担教職員の所属する学校の校長が市町村教育委員会に対し行うその勤務状況に係る報告の取扱いについて、所要の改正を行う必要がある。

教職員課

条 例 等 立 案 表

題名	県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則の一部を改正する規則		
	課(室)名	教職員課	
制定理由	<p>市町村立小中学校における事務の効率化を図るため、県費負担教職員の所属する学校の校長が市町村教育委員会に対し行うその勤務状況に係る報告の取扱いについて、所要の改正を行う必要がある。</p>		
あらまし	<p>一 県費負担教職員の所属する学校の校長が市町村教育委員会に対し行うその勤務状況に係る報告の対象となる期間及び当該報告の期日を改めることとした。</p> <p>二 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。</p>		
予算上の措置			
関係法規			
法令審査会	要	考	備
	否		

徳島県教育委員会規則第 号

県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

徳島県教育委員会教育長 柿 浩 一

県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則（平成十二年徳島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「次の各号に定める期間」を「年度」に、「それぞれ当該各号に掲げる期日」を「翌年の四月二十日」に改め、同項各号を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第七条第一項の規定は、令和三年度以降の勤務状況に係る報告について適用する。

県教育委員会教職員の服務の監督等の基準に関する規則（平成十二年徳島県教育委員会規則第五号）新旧对照表

改 正 案	現 行
<p>(勤務報告)</p> <p>第七条 職員の勤務状況は、年度ことに、その職員が所属する学校の校長が勤務報告書により、翌年の四月二十日までに市町村教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 市町村教育委員会は、前項の報告を受理した場合には、速やかに県教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(勤務報告)</p> <p>第七条 職員の勤務状況は、次の各号に定める期間ことに、その職員が所属する学校の校長が勤務報告書により、それぞれ当該各号に掲げる期日までに市町村教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>一 四月一日から七月三十一日まで 八月十日</p> <p>二 八月一日から十一月三十一日まで 一月十日</p> <p>三 一月一日から三月三十一日まで 四月十日</p> <p>2 市町村教育委員会は、前項の報告を受理した場合には、速やかに県教育委員会に届け出なければならない。</p>

県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則の一部改正について

教職員課

1 改正の理由

市町村立小中学校における事務の効率化を目的として、県費負担教職員の所属する学校の校長が市町村教育委員会に対し行う当該職員の勤務状況に係る報告（以下「勤務報告」という。）の取扱いについて、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 勤務報告の対象となる期間を次のとおり改める。

①4月1日から7月31日まで
②8月1日から12月31日まで
③1月1日から3月31日まで } の期間ごと→ 年度ごと

(2) (1) に係る勤務報告の期日を次のとおり改める。

①8月10日
②1月10日
③4月10日 } → 翌年4月20日

3 施行期日

令和3年4月1日

改正後の規則の規定は、令和3年度以降の勤務報告について適用する。